

令和5年3月10日

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
参議院議長 総務大臣 農林水産大臣 あて

静岡県議会議長 藪田 宏行

食料安全保障の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化やロシアによるウクライナ侵略、急激な円安の進行などの影響により、食料及び燃油・肥料・飼料をはじめとする生産資材の価格が高騰し、高止まりしている。一方で、農畜産物については、生産コストの増加に見合った価格転嫁が難しく、農業者の営農継続が危ぶまれている。

また、我が国の食料自給率は、令和3年度においてカロリーベースで38%、生産額ベースで63%と食料・農業・農村基本計画に掲げる目標には程遠い状況にあるとともに、主要先進国の中でも最低の水準となっている。

こうしたことから、食料や生産資材の多くを海外からの輸入に依存する我が国においては、食料の安定供給・確保に向け、早急な食料安全保障の強化が求められている。

よって国においては、食料安全保障の強化に向けて、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 農業生産現場の実態を把握した上で施策を講ずるとともに、食料自給率の向上を含む幅広い観点から食料・農業・農村基本法を検証し、見直すこと。
- 2 国産農畜産物を積極的に選ぶよう消費者の理解醸成に取り組むこと。
- 3 農業の持続的な発展を図るため、担い手の育成及び農地の有効活用に向けた施策の強化を図ること。
- 4 農畜産物の再生産に配慮された適切な価格形成の実現に向けた仕組みを構築するとともに、物流コスト低減に向けた施策を講ずること。
- 5 生産資材の高騰による影響緩和のため、燃油・飼料のセーフティネットの安定運営及び改善を図るとともに、肥料セーフティネット制度を創設すること。
- 6 家畜糞尿や食品残渣、下水汚泥等の国内資源を肥料原料として有効活用できるよう、技術開発や施設整備に対する支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。